[表1] 登園許可書(医師記入)

保育所施設長 殿

保育所・	園児名	•	年	月	Н	牛
/			•	/ 1		

医師が記入した登園許可書が必要な感染症 (該当疾患に ✓ をお願いします)

~	病 名	登園停止期間
	1 麻疹 (はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	2 風疹	発しんが消滅するまで
	3 水疱(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから後5日
	(おたふくかぜ)	経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	5 結核	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	6 咽頭結膜炎 (プール熱)	アデノウイルスが原因、発熱、充血等の主症状が消失
		した後2日経過するまで
	7 流行性角結膜炎	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
	8 百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、適正な抗菌性物質製
		剤による5日間の治療が終了するまで
	9 腸管出血性大腸菌感染症	感染力が極めて強いので医師により感染の恐れがな
	(O157、O26、O111等)	いと判断がでるまで
	10 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	11 侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	(髄膜炎菌性髄膜炎)	

出席停止期間 月 日 ~ 月 日まで

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ 防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について「登園 許可書」の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出して下さい。